

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 27 号

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 11 号中「連続する 5 日」を「7 日」に改める。

第 20 条を次のように改める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 20 条 任命権者は、職員が条例第 15 条に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母及び第 13 条第 1 項で規定する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第21条を次のように改める。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（勤務時間等についての別段の定め）

第22条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第6条の5第1項及び第3項並びに第7条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、市長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。